

主な対象 学	法令名 No.	法令番号 文部省告示第四十 四〇号(私 立二年等の規 定に基づく文 部科学大臣に属 する学校法に属 することができる収益 事業の種類)	系文見出し 文部省告示四十 四〇号(私 立二年三月二 十七日 平成一二年一二月 一一日文部省告示 第一八一号改正)	系文見出し 文部省告示第六十 号(平成五年総務庁告示第六十号)	系文見出し 文部省告示第四十 四〇号(私 立二年三月二 十七日 平成一二年一二月 一一日文部省告示 第一八一号改正)	系文見出し 文部省告示第六十 号(平成五年総務庁告示第六十号)
	25	平成十二年文部省告示(私立二年等の規定に基づく文部科学大臣に属する学校法に属することができる収益事業の種類)	文部省告示第四十 四〇号(私 立二年三月二 十七日 平成一二年一二月 一一日文部省告示 第一八一号改正)	文部省告示第六十 号(平成五年総務庁告示第六十号)	文部省告示第四十 四〇号(私 立二年三月二 十七日 平成一二年一二月 一一日文部省告示 第一八一号改正)	文部省告示第六十 号(平成五年総務庁告示第六十号)

収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成五年総務庁告示第六十号)に定めるもののうち、次に掲げるるものとする。

- 一 農業・林業・漁業・牧業
- 二 建設業
- 三 電気・ガス・熱供給・水道業
- 四 運輸・通信業
- 五 卸売・小売業、飲食店(「その他の飲食店」を除く。)
- 六 金融・保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に限る。)
- 七 不動産業(「建物売買業・土地売買業」を除く。)
- 八 サービス業(「遊戯場」を除く。)
- 九 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)
- 12 衣服・その他の繊維製品製造業
- 13 木材・木製品製造業(家具を除く)
- 14 家具・装備品製造業
- 15 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 16 印刷・同関連業
- 17 化学工業
- 171 化学肥料製造業
- 172 無機化学工業製品製造業
- 173 有機化学工業製品製造業
- 174 化学繊維製造業
- 175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 176 医薬品製造業
- 177 化粧品・防腐・その他の化粧用調整品製造業
- 179 その他の化学工業
- 18 石油製品・石油製品製造業
- 19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
- 20 コム製品製造業
- 21 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 22 糸業・土石製品製造業
- 23 乾綿業
- 24 非鉄金属製造業
- 25 金属製品製造業
- 26 一般機械器具製造業
- 27 電気機械器具製造業
- 28 情報通信機械器具製造業
- 29 電子機器・光学機器

主な対象 No.	法令名	法令番号	条文見出し	大分類	細分類	索引番号	条文
27	日本標準産業分類	(平成五年総務庁告示第六十号)		輸業	大分類	42	鉄道業
28	医療法	(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)	第三十九条	輸業	43 道路旅客運送業		
29	医療法	(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)	第四十二条	輸業	44 一般貨物自動車運送業		
30	医療法	(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)	第六十四条の二	輸業	442 特定貨物自動車運送業		
				443 貨物軽自動車運送業	444 集配利用運送業	449 その他の道路貨物運送業	
				45 水運業	46 航空運輸業	47 貨運業	
				48 運輸に附帯するサービス業	49 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。	2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。	
					50 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。	一 医療関係者の養成又は再教育	
					二 医学又は歯学に関する研究所の設置	三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設	
					四 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その設備、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置	五 職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもののはか、保健衛生に関する業務	
					六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務	七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものは同項第七号に掲げる事業の実施	
					八 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めどころにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。		
					九 一役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。	十 二役員に當る旨を定めていること。	
					十一 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める要件に帰属させる旨を定めていること。	十二 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務(第六十四条の二において「収益業務」という。)にかかる金額は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第都道府県知事は、収益業務を行う特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対して、収益業務の停止を命ずることができる。	
					一 当該特別医療法人が定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つこと。	二 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないこと。	
					三 収益業務の報酬が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。		

主な対象 No.	法令名	法令番号	条文見出し	条目番号	本文
31	医療法 医療法人	(昭和二十三年七月 三十日法律第二百 五号)		第七十六条	次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。 二 第五十条第三項又は第五十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第五十二条第一項の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのに同条第二項の規定による開覧を拒んだとき。 四 第五十四条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。 四の二 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 五 第六十四条第二項又は第六十四条の二の規定による命令に違反して業務を行つたとき。 六 第六十八条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 七 第六十九条において準用する民法第七十条 又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 八 第六十八条において準用する民法第七十九条第一項 又は第八十一条第一項の規定による収益業務の種類は日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)に定めるもののうち、次に示す農業、林業、漁業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、不動産業(建物売買業、土地売買業)を除く。) 九 飲食店、宿泊業 十 医療、福祉(病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。) 十一 教育、学習支援業 十二 機会サービス事業 十三 サービス業 (平一五厚労告三六一・全改)
32	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務	(平成十年三月二十 七日) (厚生省告示第百八 号)	(収益業務 の種類)	第二条	収益業務は日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)に定めるもののうち、次に示す農業、林業、漁業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、不動産業(建物売買業、土地売買業)を除く。) 九 飲食店、宿泊業 十 医療、福祉(病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。) 十一 教育、学習支援業 十二 機会サービス事業 十三 サービス業 (平一五厚労告三六一・全改)
33	日本標準産業分類 (平成五年総務省告示第六十号)		大分類F_製造業	既出	
34	日本標準産業分類 (平成五年総務省告示第六十号)		大分類F_運輸業	既出	

平成十二年文部省告示第四十号(私立学校法第二十六条第二項等の規定に基づく文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類)

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二十六条第二項及び私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第二条の規定に基づき、大学設置・学校法人審議会の意見を聴いて、文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件(昭和二十五年文部省告示第六十八号)の全部を次のように改正し、平成十二年三月二十七日から施行する。

記

平成十二年三月二十七日

平成一二年一二月一一日文部省告示第一八一号 改正

第一条

私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(以下「収益事業」という。)は、第二条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

一

経営が投機的に行われるもの

二

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

三

規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの

四

学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの

五

当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの

六

その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第二条

収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成五年総務庁告示第六十号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

一

農業

二

林業

三

漁業

四

鉱業

五

建設業

六

製造業(「武器製造業」を除く。)

七

電気・ガス・熱供給・水道業

八

運輸・通信業

九

卸売・小売業、飲食店(「その他の飲食店」を除く。)

十

金融・保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に限る。)

十一

不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)

十二

サービス業(「遊戯場」を除く。)

第三条

前条各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附隨して行われる事業を含まないものとする。

第四条

収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

資料 3-3

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務

(平成十年三月二十七日)

(厚生省告示第百八号)

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第二項の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務を次のように定め、平成十年四月一日から適用する。

厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務

(平一二厚告四五八・改称)

(法第四十二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。

- 一 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 二 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 三 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 四 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 五 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

(平一二厚告一〇七・平一二厚告四五八・一部改正)

(収益業務の種類)

第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 製造業
- 五 情報通信業
- 六 運輸業
- 七 卸売・小売業
- 八 不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)
- 九 飲食店、宿泊業

十 医療、福祉(病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。)

十一 教育、学習支援業

十二 複合サービス事業

十三 サービス業

(平一五厚労告三六一・全改)

(収益業務の範囲)

第三条 前条各号に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれ附隨して行われるものとしないものとする。

改正文 (平成一二年三月三〇日厚生省告示第一〇七号) 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成一二年一二月二八日厚生省告示第四五八号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。

資料 3-4

大分類 I 一運輸業

総 説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所が分類される。

鉄道業

鉄道による旅客又は貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両の運転、運転のための車両、線路、信号通信施設など運送施設の維持補修、旅客又は貨物の取扱いを一括したものという。

事業所

鉄道業の分類単位は单一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関及び本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

ただし、駅、区などの名称を持っていても、駅長、区長など管理責任者が置かれていなければこれを管理する事業所に含めて一事業所とする。

鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地又は不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などにおける自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業に分類される。

中分類42—鉄道業

総 説

この中分類には、鉄道、軌道及び索道により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

421 鉄道業

4211 普通鉄道業

線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。ただし、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、鋼索鉄道業、索道業、無軌条電車業を除く。

○鉄道事業者の本社；支社；支店；営業本部；営業支店；営業所；運行本部；運転指令所；駅；修理工場；建築区；保線区；車掌区；電力区；信号通信区；電務区；電車区；機関区；客貨車区；CTCセンター

×鉄道事業者の工事事務所・工事区（直営工事を行う事業所）[0611・0621]；工事事務所・工事区（工事の設計・監督を行う事業所）[8051]；電気工事事務所[081]；乗車券管理センター[1611]；給電区・発電所[331]；自動車営業所[431・441]；船舶事務所[452]；病院[7311]；保健管理所[7429]；高等看護学園[7721]；研修センター[7721]；鉄道総合技術研究所[8112]

4212 軌道業

道路面に敷設された線路を使用して、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

○軌道業

4213 地下鉄道業

主として地下（山岳トンネルを除く）に敷設された線路を使用して、旅客の運送を行う事業所をいう。

○地下鉄道業

- 4214 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
軌条上をこ（跨）座式又は懸垂式で車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
○モノレール鉄道業
- 4215 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
案内軌条により誘導された車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
○案内軌条式鉄道業
- 4216 鋼索鉄道業
軌条と索条（ワイヤロープ）を併用して高度差のある地点間で車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
○ケーブルカー業
- 4217 索道業
架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬器）をつるして旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。
○ロープウェイ業；リフト業
- 4219 その他の鉄道業
主として他に分類されない鉄道業を営む事業所をいう。
○無軌条電車業（トロリーバス業）

中分類 4 3 一道路旅客運送業

総 説

この中分類には、主として自動車等により旅客の運送を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

- 431 一般乗合旅客自動車運送業
- 4311 一般乗合旅客自動車運送業
路線を定めて定期的に運行する自動車により有償で乗合旅客の運送を行う事業所をいう。
○乗合バス業
- 432 一般乗用旅客自動車運送業
- 4321 一般乗用旅客自動車運送業
乗車定員 10人以下の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。
○ハイヤー業；タクシー業
- 433 一般貸切旅客自動車運送業
- 4331 一般貸切旅客自動車運送業
乗車定員 11人以上の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。
○貸切バス業
×貸自動車業[8841]
- 439 その他の道路旅客運送業
- 4391 特定旅客自動車運送業
特定の者との契約に基づき、自動車により有償で特定の旅客の運送を行う事業所をいう。
○特定旅客自動車運送業
- 4399 他に分類されない道路旅客運送業
自動車により無償で旅客の運送を行う事業所及び人力車、自転車などの軽車両によって旅客の運送を行う事業所をいう。

○無償旅客自動車運送業；人力車業；輪タク業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業

中分類 44 一道路貨物運送業

総 説

この中分類には、主として自動車等により貨物の運送を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

441 一般貨物自動車運送業

4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）

他人の需要に応じて有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により貨物の運送を行う事業所をいう。

○一般貨物自動車運送業

4412 特別積合せ貨物運送業

一般貨物自動車運送業のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分けを行い、集貨された貨物を積合せて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配送に必要な仕分けを行う事業所であって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

○特別積合せ貨物運送業

442 特定貨物自動車運送業

4421 特定貨物自動車運送業

特定の荷主との契約に基づき、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○特定貨物自動車運送業

443 貨物軽自動車運送業

4431 貨物軽自動車運送業

三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。

○貨物軽自動車運送業

444 集配利用運送業

4441 集配利用運送業

他人の需要に応じ有償で、鉄道運送事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所をいう。

○集配利用運送業（第二種利用運送業）

×貨物運取扱業（集配利用運送業を除く）[482]

449 その他の道路貨物運送業

4499 その他の道路貨物運送業

自動車により無償で貨物の運送を行う事業所並びに自転車、荷車、リヤカーなどの軽車両及び原動機付自転車によって貨物の運送を行う事業所をいう。

○無償貨物自動車運送業；自転車貨物運送業；リヤカー貨物運送業

中分類45—水運業

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

ただし、港湾においてはしけによって貨物の運送を行う事業所は中分類 48—運輸に附帯するサービス業[4811]に分類される。

船舶は、その運航を管理する事業所に含めて一事業所とする。

ただし、陸上に事業所を持たない場合は、船舶をもって事業所とする。

小分類 番号	細分類 番号
-----------	-----------

451 外航海運業

4511 外航旅客海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物の運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

○外航旅客定期航路業；外航旅客不定期航路業

4512 外航貨物海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。

○外航貨物定期航路業；外航貨物不定期航路業

452 沿海海運業

4521 沿海旅客海運業

日本沿岸諸港間（港湾内を除く）を船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物との運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

○国内旅客定期航路業；国内旅客不定期航路業（旅客定員 12 人以下の船舶によるものも含む）；自動車航送業（旅客定員 13 人以上の旅客船によるもの）

4522 沿海貨物海運業

日本沿岸諸港間を船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。

○内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業；自動車航送業（旅客定員13人以上の船舶によるものを除く）

453 内陸水運業

4531 港湾旅客海運業

主として港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所をいう。

○通船業；港湾内遊覧船業

4532 河川水運業

主として河川において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業

4533 湖沼水運業

主として湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業

454 船舶貸渡業

4541 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

主として運航業者に船舶（内航船舶を除く）の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。

○船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

4542 内航船舶貸渡業

主として運航業者に内航船舶の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。

○内航船舶貸渡業

中分類4 6-航空運輸業

総 説

この中分類には、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

461 航空運送業

4611 航空運送業

航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

○航空運送業

462 航空機使用業（航空運送業を除く）

4621 航空機使用業（航空運送業を除く）

航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所をいう。

○航空機使用業

中分類47—倉庫業

総 説

この中分類には、倉庫業を営む事業所が分類される。

ただし、自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。

自動車の駐車のための場所を提供する事業所は、大分類L—不動産業[6931]に分類され、一時的に手荷物、自転車等の物品を預かる事業所は、大分類Q—サービス業（他に分類されないもの）[8341]に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

4711 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

倉庫（冷蔵倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、水面木材倉庫、トランクルームを含む）

472 冷蔵倉庫業

4721 冷蔵倉庫業

低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業

中分類4 8 一運輸に附帯するサービス業

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービスを行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

481 港湾運送業

4811 港湾運送業

港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の作業の全部又は一部を行う事業所をいう。

○一般港湾運送業；港湾荷役業；はしけ運送業；いかだ運送業

482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)

4821 利用運送業(集配利用運送業を除く)

鉄道運送事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所をいう。

○利用運送業(第一種利用運送業)

×集配利用運送業(第二種利用運送業) [4441]；港湾運送業[4811]

4822 運送取次業

鉄道、自動車、船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。

○運送取次業

×港湾運送業[4811]；海運仲立業[4891]

483 運送代理店

4831 運送代理店

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所をいう。

○海運代理店；航空運送代理店